

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、多久東部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成 22 年 8 月 13 日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理事	八坂 常博	多久市南多久町大字下多久5579番地	平成22年 4 月18日